

(平成25年4月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は36万円、申立期間②は30万6,000円、申立期間③は35万5,000円、申立期間④は26万3,000円、申立期間⑤は30万1,000円、申立期間⑥は31万4,000円、申立期間⑦は30万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月15日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年6月15日
⑤ 平成18年12月15日
⑥ 平成19年6月15日
⑦ 平成19年12月17日

私は、平成16年6月から20年10月までA社に勤務していた。

この度、年金事務所から賞与の記録について照会の文書が届き、年金記録を確認したところ、申立期間①から⑦までの賞与に関する記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与額等を記載した資料、金融機関から提出された申立人の取引明細表（預金）、B市から提出された申立人に係る「所得状況等について（回答）」、及び申立期間当時、申立てに係る事業所の経理を担当していた元取締役の回答等から判断すると、申立人は、申立期間①から⑦までについて、事業主から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主に

より賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①から⑦までの標準賞与額については、上記賞与額等を記載した資料、取引明細表（預金）及び「所得状況等について（回答）」により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は36万円、申立期間②は30万6,000円、申立期間③は35万5,000円、申立期間④は26万3,000円、申立期間⑤は30万1,000円、申立期間⑥は31万4,000円、申立期間⑦は30万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立てに係る事業所は既に解散しており、保険料の納付について確認できる資料は無いものの、申立期間当時、申立てに係る事業所の経理を担当していた元取締役が、「申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）への賞与の届出や保険料の納付はしていなかった。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立期間に係る申立人の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年7月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月24日から同年10月1日まで
② 平成18年11月6日
③ 平成19年12月28日

年金事務所の記録によると、私がB社並びに同社のグループ会社であるC社及びA社に勤務した期間のうち、申立期間①が厚生年金保険の被保険者期間となっていない上、申立期間②及び③に支給された賞与の記録が反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する預金取引推移表、B社が保管する申立人の所得税源泉徴収簿及び年間賃金台帳（以下「預金取引推移表等」という。）、同社からの回答、雇用保険の加入記録並びにA社の商業登記簿から、申立人は、B社のグループ会社に継続して勤務し（平成18年7月24日にC社からA社に異動）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、預金取引推移表等により推認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A社は、平成18年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所となっていないが、同社は、商業登記簿により、同年7月24日に法人として設立登記されていることが確認できることから、当該期間においても厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①においてA社が適用事業所としての要件を満たしながら、適用の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったと認められることから、その結果、社会保険事務所は当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③について、預金取引推移表等により、申立人は、当該期間の賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、預金取引推移表等により推認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②及び③に係る賞与の届出を社会保険事務所に行っていないと回答していることから、その結果、社会保険事務所は当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月21日から同年4月15日まで

私は、C社D支店に勤務していたが、同社同支店がA社に統合され、昭和40年3月にA社に異動した。申立期間も継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和40年3月21日にC社からA社に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、事業所の統廃合により申立期間当時の資料は残っておらず、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

広島（山口）厚生年金 事案 2791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月20日から同年5月1日まで

私は、昭和33年2月から37年8月までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和34年5月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、申立期間当時の資料は残っておらず、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月20日から同年5月1日まで

私は、申立期間を含めA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録並びに申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和34年5月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、申立期間当時の資料は残っておらず、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月20日から同年5月1日まで

私は、申立期間を含めA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録並びに申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和34年5月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、申立期間当時の資料は残っておらず、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

広島国民年金 事案 1449

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から19年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から19年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納の記録とされている。

なお、年金記録では、申立期間のうち平成12年4月から13年3月までが保険料免除期間とされているが、この期間も保険料を納付している。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月から19年6月までの国民年金の加入期間について、全て国民年金保険料を納付したと主張しているが、A県B市の国民年金被保険者名簿（CSVデータ）には、申立期間のうち、12年4月から13年3月までは保険料免除期間と記録されるとともに、それ以外の期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、「平成4年から8年頃までは、当時勤務していた会社が給与から国民年金保険料を控除し、代わりに納付してくれていた。」と説明しているが、当該会社は、「従業員に代わって国民年金保険料を納付する取扱いには行っていない。申立人の給与から国民年金保険料を控除したことは無い。」と回答している。

さらに、申立人は、「平成9年頃にB市に転居した後は、自宅近くのB市役所の出張所（又は支所）の窓口で現金のみを持参して国民年金保険料を納付していた。」と説明しているが、申立人がB市で国民年金被保険者である期間は約9年に及んでおり、市役所の窓口で現金のみを持参して国民年金保険料を納付する納付方法が幾度も繰り返されることは通常考え難い上、平成14年4月から国民年金保険料の収納事務は国に一元化しており、市役所の窓口では国民

年金保険料を納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。